

あやめ巡回ステーション
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人共愛会が設置するあやめ巡回ステーション（以下「事業所」という。）において実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保することを目的とする。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携を図り、適切なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 あやめ巡回ステーション
- （2）所在地 北九州市戸畑区明治町10番18号 明治町クリニック4階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
従業者および業務の管理を一元的に行う。
従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）オペレーター サービス提供時間帯を通し1名以上
利用者および家族からの通報を随時受け付け、電話やICT機器等にて適切に対応し、利用者の状況に応じてサービスの手配を行う
- （3）計画作成責任者 1名以上
居宅サービス計画書の内容や利用者の状況を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成及び交付を行う。
サービス提供の日時等の決定を行う。
サービス利用の申込みに係る調整、サービス内容の調整を行う。

(4) 定期巡回訪問介護員 1名以上

訪問介護員等が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書に沿って、定期的に利用者の居宅を巡回して、日常生活上の介護を行う。

(5) 随時対応型訪問介護員 サービス提供時間帯を通して1名以上

オペレーターからの要請を受けて、随時訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して対応を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) サービス提供時間 24時間とする。

(通常の事業の実施地域および利用者)

第6条 通常の事業の実施地域は、北九州市戸畑区・八幡東区・小倉北区・若松区とする。

2 利用者は北九州市の介護保険被保険者で要介護1以上の者に限る。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第7条 事業所で行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容
 - ①利用者又はその家族に対する相談、助言等
 - ②利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等
 - ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）
 - ④利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）
 - ⑤主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等)

第8条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、重要事項説明書のとおりとし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるものとする。

利用者負担金

介護度	1ヶ月の利用者負担金 (費用全体の1割)	1ヶ月の利用者負担金 (費用全体の2割)	1ヶ月の利用者負担金 (費用全体の3割)
要介護1	5,560円	11,120円	16,680円
要介護2	9,924円	19,848円	29,772円
要介護3	16,478円	32,956円	49,434円
要介護4	20,845円	41,690円	62,535円
要介護5	25,210円	50,420円	75,630円

訪問看護を受ける場合は別に訪問看護事業所において訪問看護費の負担金が必要です。

夜間にのみサービスを必要とする利用者

基本夜間訪問サービス費(1月につき)	989円
定期巡回サービス費(1回につき)	372円
随時対応サービス費(Ⅰ)(1回につき)	567円
随時対応サービス費(Ⅱ)(1回につき)	764円
※2人の訪問介護員等により訪問する場合	
※要介護度によらない	

加算（事業所が算定要件を満たした場合）

項目	内容	利用者負担金 (1 割負担)	利用者負担金 (2 割負担)	利用者負担金 (3 割負担)
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	31 円 ×利用日数	62 円 ×利用日数	92 円 ×利用日数
総合 マネジメント 体制強化加算 I	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合に加算されます。 ※算定要件あり</p> <p>① 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。</p> <p>② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。</p> <p>③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。</p> <p>④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。</p> <p>⑤ 以下の要件を事業所ごとの特性に応じて1つ以上実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている。 ・ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 ・ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。 ・ 地域住民および利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。 	1月につき 1,225 円	1月につき 2,450 円	1月につき 3,675 円

<p>総合 マネジメント 体制強化加算 Ⅱ</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合に加算されます。</p> <p>①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。</p> <p>②地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。</p>	<p>1月につき 816円</p>	<p>1月につき 1,633円</p>	<p>1月につき 2,450円</p>
<p>生活機能向上 連携加算（Ⅰ）</p>	<p>・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成（変更）すること。</p> <p>・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。</p>	<p>1月につき 102円</p>	<p>1月につき 205円</p>	<p>1月につき 307円</p>

<p>生活機能向上 連携加算（Ⅱ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと。 ・計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること。 	<p>1月につき</p> <p>205 円</p>	<p>1月につき</p> <p>409 円</p>	<p>1月につき</p> <p>613 円</p>
<p>サービス提供 体制強化加算</p>	<p>介護福祉士の数が一定割合を超えている等の場合に加算されます。</p> <p>1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p>	<p>1月につき</p> <p>766 円</p> <p>654 円</p> <p>358 円</p>	<p>1月につき</p> <p>1532 円</p> <p>1307 円</p> <p>715 円</p>	<p>1月につき</p> <p>2298 円</p> <p>1961 円</p> <p>1072 円</p>
<p>認知症専門ケ ア加算（Ⅰ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し専門的な認知症ケアを実施。 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。 ・従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的開催。 	<p>1月につき</p> <p>92 円</p>	<p>1月につき</p> <p>184 円</p>	<p>1月につき</p> <p>276 円</p>

<p>認知症専門ケア加算（Ⅱ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症ケア加算Ⅰの要件を満たし、且つ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。 ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上。 ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施予定。 	<p>1月につき</p> <p>123円</p>	<p>1月につき</p> <p>245円</p>	<p>1月につき</p> <p>368円</p>
<p>口腔連携強化加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回算定。 ・ 歯科医療機関と従業者からの相談等に対応する体制確保、その旨を文章等で取り決めている。 	<p>1月につき</p> <p>51円</p>	<p>1月につき</p> <p>102円</p>	<p>1月につき</p> <p>153円</p>
<p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 ・ 虐待の防止のための指針を整備する。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。 	<p>1月につき</p> <p>所定単位数 × 1/100相当する単位数を減算</p>		
<p>業務継続計画未実施減算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。 ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。 <p>※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。</p>	<p>1月につき</p> <p>所定単位数 × 1/100相当する単位数を減算</p>		

介護職員等 処遇 改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。	1月につき 所定単位数 ×245/1000		
	1 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×224/1000		
	2 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数 ×182/1000		
	3 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数 ×145/1000		
	4 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数 ×221/1000		
	5 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	等		

通所サービスや短期入所サービスを利用される方には減算や日割りが適用されます

介護度	通所サービス減算額 (1日につき)	短期入所サービス日割り額 (1日につき)
要介護1	64円	191円
要介護2	114円	341円
要介護3	188円	567円
要介護4	238円	718円
要介護5	287円	868円

(設備機器等)

第9条 事業の運営に当たっては、次の機器などを備える。

- (1) 利用者の心身の状況などの情報を蓄積することができる機器
- (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器
- (3) 利用者が適切にオペレーターに通報できる機器

(衛生管理等)

第10条 従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第11条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等で活用可能）を定期的に関催（おおむね6ヵ月に1回以上）し、その結果について従業者に周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に関催

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 事業所は利用者及び家族からの苦情に対する窓口を設置し迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 苦情が発生した場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握し、具体的な対応を行う。また、苦情内容・対応を記録・保管し、再発防止に努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

- 第15条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとする。
- 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項及び身体拘束に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び指針の整備
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等での活用可能）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底
 - (3) 人権の擁護・虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、事業所・利用者に係る居宅介護支援事業者等・市町村・その他関係機関に通報するものとする。

3 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること義務付ける。

（勤務体制の確保に関する事項）

第17条 事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確などの必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針等の明確化及び従業者に周知・啓発する。
- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたり、訪問看護事業所と連携し、利用者に支障なくサービスの提供ができるよう、連絡体制の確保に努めるものとする。

- 2 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備するものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとする。
- 6 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から2年間保存するものとする。介護報酬請求に関連する記録は、その記録にかかるサービスの提供に対する保険給付の支払いの日から5年とする。

- 7 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員及び事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等により構成される会議を設置し、サービスの提供情報を報告することで評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受ける機会を設けるものとする。
- 8 事業所は地域住民との連携及び地域との交流に努めるものとする。
- 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域との連携)

- 第20条 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、概ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 2 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

附 則

- この規程は、平成29年1月1日から施行する。
平成30年4月1日介護報酬改定。
令和元年10月1日消費税増税及び特定処遇加算追加による改定。
令和3年4月1日介護報酬改定。
令和4年10月1日介護報酬改定
令和5年4月1日サービス提供地域追加による改定
令和6年4月1日介護報酬改定
令和6年6月1日介護職員等処遇改善加算変更による改定